

避難支援が必要な方は「避難行動要支援者制度」を利用しましょう

避難行動要支援者制度とは、災害が発生したときや避難情報が発令されたとき、自分だけの力で避難することが難しく、避難に助けが必要な方（避難行動要支援者）について、地域でどのような助け合いが出来るのかを事前に考え、避難したくてもできない方を一人でも減らすことを目的とした取り組みです。

地域の避難支援者も被災することがあるので、必ず支援を受けられるとは限りません。また、普段のご近所付き合いの上で成り立つ制度であるため、支援希望者も、自分の身は自分で守るという意識を持って、普段から積極的に地域の方とコミュニケーションをとるよう心がけたり、自助でできることに取り組みましょう。

制度の対象となる方

次の要件①と②のどちらにも該当する方

要件①

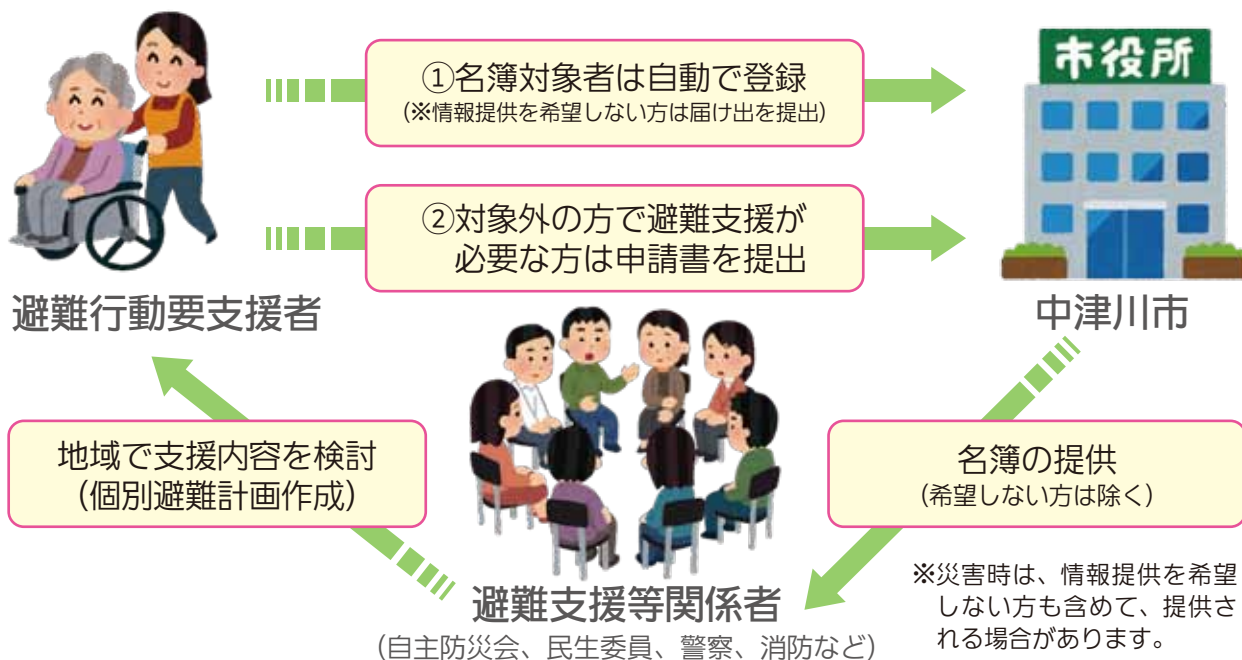
- ①要介護認定1～5の方
- ②身体障害者手帳1級～3級の方
- ③療育手帳をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方
- ⑤75歳以上で独居世帯の方

要件②

中津川市ハザードマップで、「土砂災害(特別)警戒区域内」または「洪水浸水想定区域内」に居住する方

☑ 避難行動要支援者名簿の仕組み

◇書類の提出は市役所防災安全課や各事務所へ



☑ 個別避難計画を作成しましょう

名簿の提供を受けた地域で、要支援者一人一人に対して地域の実情に合った避難計画（要支援者本人が作成し、地域の取り組みの中で内容を補完していく方法や、地域単位で要支援者全体に対する支援を定めておくなど）を作成します。市が作成した様式を参考に、要支援者本人と地域の役員や支援者が直接顔を合わせ、全員が協力して作成しましょう。

避難行動要支援者制度について詳しくはこちらをご覧ください。

